

令和6年4月15日

熊本地方検察庁における記者会見等について

熊本地方検察庁

熊本地方検察庁では、熊本県司法記者クラブに所属していない一定の記者について、記者会見への参加を受け付けております。

記者会見に参加するには、毎年4～5月頃に行われる事前登録手続にお申し込みいただく必要があります。

当庁における記者会見等の概要は、下記のとおりです。

記

1 記者会見の開催

当庁における重大事件の起訴、判決又はその他必要に応じて、随時の記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することがあります。

2 参加対象者

記者会見には、熊本県司法記者クラブ所属記者のほか、以下の①ないし⑧に該当する記者で、事前に登録手続を了した方が参加できます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 記者会見の開催要領及び事前登録手続

記者会見の開催要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせします。

[【事前登録手続の詳細はこちらへ】](#)